

令和 3 年 3 月 1 日

総 務 文 教 委 員 会

阿久根市議会

1 会 議 名 総務文教委員会

2 日 時 令和3年3月1日(月) 14時32分開会
15時30分閉会

3 場 所 第1委員会室

4 出席委員 白石純一委員、竹原信一委員、濱崎國治委員、
牟田学委員、濱之上大成委員、野畑直委員

5 欠席委員 濱田洋一委員長、竹之内和満副委員長

6 事務局職員 議事係長 牟田 昇

7 説 明 員

・市民環境課

課 長 牧尾 浩一 君 課長補佐 中園 修 君
係 長 大野 勇人 君

・総務課

課 長 松崎 裕介 君 課長補佐 大田 省吾 君

・企画調整課

課 長 山下 友治 君 課長補佐 尾上 覚史 君

8 会議に付した事件

- ・議案第9号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定について
- ・議案第11号 阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第12号 阿久根市男女共同参画推進条例の制定について
- ・陳情第1号 田代地区の風力発電施設建設計画の中止を求める陳情
- ・陳情第2号 巨大な風力発電計画に関する陳情書
- ・所管事務調査について

9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱崎國治委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

正・副委員長は本日、欠席でありますので、委員会条例第12条の規定により、年長委員であります私が委員長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

本委員会に付託になった案件は、議案第9号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定について、議案第11号 阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 阿久根市男女共同参画推進条例の制定について、陳情第1号 田代地区の風力発電施設建設計画の中止を求める陳情、陳情第2号 巨大な風力発電計画に関する陳情書、以上、議案3件、陳情2件であります。

日程については、配付いたしました日程表のとおり進めていきますのでよろしくお願いいたします。

なお、陳情書は、議案の採決後に審査をいたしますので、よろしくお願いいたします。
それでは、早速ですが、市民環境課の出席をお願いします。

（市民環境課入室）

○議案第9号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定について

濱崎國治委員長

それでは、議案第9号を議題とし、審査に入ります。

市民環境課長の説明を求めます。

牧尾市民環境課長

先の本会議において、総務文教委員会に付託となりました議案第9号阿久根市火葬場の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

本議案は、昨年の第4回市議会定例会での議案第76号の議決結果を受け、火葬場の指定管理者の候補者について、阿久根市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第4号の規定により公募によらず選定することとし、同条第2項の規定により選定しようとする団体との協議が整ったことから、提案するものであります。

団体の名称は、有限会社本石材店、代表者は、本正治氏、本店の所在地は、阿久根市鶴見町107番地であります。有限会社本石材店は、昭和22年に個人事業主として石材の加工及び販売、また、石材及び石材製品の輸入並びに販売を目的とした本石材店を設立し、地域に根差した事業者として経営されてきました。平成14年には、葬祭の請負、火葬場の火葬業務及び日常の清掃業務など事業を拡大し、同年5月21日に有限会社本石材店として法人登記した後、同年7月1日から阿久根市葬斎場「佛石の里」の管理運営受託者として、また平成20年度からは同施設の指定管理者として、延べ18年以上にわたり、この世に生を受けた者として「命を尊ぶ心」を常に持ち続けることを会社のテーマとし、人生終焉の場にふさわしい施設として尊厳と品位の保持に努め、より良い環境や運営サービスの提供を旨として管理運営を行っており、今回、次期指定管理の指定の期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日

までの5年間として、同団体を阿久根市火葬場の指定管理者として提案するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

市民環境課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

前回の議会で、公募で第1位になったところが否決されたんですけど、確認のため教えてください。その第1位になったところは実際の施設を見ていなかったという確認はされておられますか。それとも確認していないということですか。

牧尾市民環境課長

否決の結果を、実際、副市長がお伝えしておりますけれども、その際に確認いたしました。それによりますと、プレゼンテーションの日に現場は見られたと。ただ、外観のみで施設の中までは入られていないということで確認いたしております。

白石純一委員

はい、分かりました。それではやはり心もとなく、我々の委員会、そして本会議の決議が正しかったのかなと思わざるを得ません。そこでお伺いします。今回、公募で第2位だった地元業者を指定されるに関しましては、公募が2者のうち、そのもう一方であったということと、今後、新たに公募をかけても、恐らくほかには応募はないだろうということ。または、時間の、期日の関係でですね、この1者に指定するという、その辺の経緯をちょっと教えてください。

牧尾市民環境課長

今回の提案に至る経緯について、時系列で申し上げたいと思います。12月17日に否決決定後、株式会社日本斎苑に結果の第一報を入れ、副市長が決定通知を持参し、説明に伺う旨をお知らせいたしました。これは私のほうで日程調整を行ったものであります。12月25日に日本斎苑を訪問いたしまして、先ほど申し上げましたとおり書面による結果通知を渡すとともに、その間の経過を説明いたしました。12月18日に戻りますけれども、各選定委員を訪問の上、結果を報告しております。これは企画調整課のほうで選定委員の方々を訪問して説明されております。年が明けて1月8日に本石材店に次期指定管理者受託の意思があるかという意向を副市長と私のほうで訪問し、確認をいたしました。同月、1月の13日に日本斎苑に次期指定管理者を本石材と想定し、手続を進める旨を伝達しております。といいますのが、日本斎苑から共同体の提案もあったようなことを確認してます。ただ、それを本石材店にそういう意向もあるようだがということを確認したところ、それは丁重にお断りしたいということでしたので、日本斎苑には丁重に共同体の話はちょっと考えられませんということでお伝えしたところであります。1月14日に第2回の阿久根市公の施設指定管理者候補者選定委員会を開催いたしまして、議会において第1位の日本斎苑が指定に至らなかった報告するとともに、公募によらない指定管理者の候補者の選定について、指定管理者候補者選定委員会の取扱いについて、今後に向けての取扱いについてですが、全委員の賛成をもって承認されたことから、否公募による手続に具体的に入ったところであります。

白石純一委員

公募をしなかった理由は第2位であってやられるお気持ちが強かったことと、仮にしたと

してもほかには手を挙げるところがないのではないか、そして、時間も限られている、そうした理由もあったということでしょうか。

牧尾市民環境課長

おっしゃるとおり、委員が今言われた条件、それと加えて、第1回の選定委員会において、2位ではありましたが、合格の基準としておいた本石材店も超えていたという事実をもって、そういうことがありましたので、前回提出いただいた事業計画書と大きく変更がない、あるいは変更がない場合には、その合格基準をもって公募によらない手続に入りたいという私どもの意向をお伝えして承認されたということでもあります。

[白石純一委員「分かりました」と呼ぶ]

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑になしと認めます。

なければ、議案第9号について、審査を一時中止します。

(市民環境課退室、総務課入室)

○議案第11号 阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

濱崎國治委員長

次に、議案第11号を議題とし、審査に入ります。

総務課長の説明を求めます。

松崎総務課長

阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

議案書は8ページをお願いします。条例議案等参考は1ページをお開きください。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特例措置を講じるため、職員の特殊勤務手当について、国の取扱いに準じ、所要の改正を行うものがあります。主な内容は、感染症防疫作業に従事した職員の特殊勤務手当の特例として、条例の制定附則に新たに2項を追加するものであります。

初めに、附則第3項は、国の取扱いに準じた作業を行った場合における、従来の特殊勤務手当との重複支給を防ぐための第3条の適用除外を設けるとともに、特例支給の対象となる感染症防疫作業の内容を追加したものであります。

次に、附則第4項は、当該作業における日額の支給額を追加したものであり、第1号では、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合は、1日につき3,000円とし、さらに、患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合は、4,000円を支給するとしたものであります。

また、第2号では、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業に従事した場合は、1日につき1,000円とし、さらに、患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、

1,500円を支給するとしたものであります。

附則では、この条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

濱崎國治委員長

総務課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

3条の特例除外のところはどういうふうになりますか。

松崎総務課長

この特定除外につきましては、元々、阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の第3条の中で、感染症の作業従事職員の特殊勤務手当について規定しておりましたが、この規定は除外するということでございます。重複して支給はしないということでございます。

竹原信一委員

それから作業に従事した日、1日につきの一方では長時間にわたりという言葉もあるんですけども、最初の1日につきというのは1回というような、例えば、5分とか10分とか、そういうのも1日に含まれる感じなんですか。接触をちょっとしただけでも1日分払うということなんですかね。

松崎総務課長

国の基準においては具体的な基準は規定していないところでありますけれども、先ほど、委員からありました長時間という中では、他の県の例では6時間以上というような規定があるところでございます。したがって、1日当たりその単価を支給するということになっておりますけれども、長時間の規定については一定の時間以上の対応をした場合に限られるというふうに現在のところは考えております。

竹原信一委員

今の話ですけれども、さっきは6時間というのを長時間という例があると。6時間でない、接触しただけでも1日にしてしまうのかという話ですよ。時間の認定というかな。ちょっと考えてみなさい。阿久根市役所の職員がですよ、看護するわけじゃないんだけど、ちょっと触れるようなことをしただけでも出すんだよと、そういうことなのかどうかというのは、はっきり教えてほしいな。

松崎総務課長

具体的には、例えば保健所等からの要請を受けて、保健師などが新型コロナウイルスの対応業務に従事した場合、それから、患者の搬送、これも保健所等の依頼に基づいて、例えば宿泊しているホテルから病院まで搬送してほしいとか、そういう場合を現在のところ想定をして、国のほうでは基準をつくったということでございます。ですので、その時間的なものというよりも、やはり1日幾らというのを原則としながら、長時間に及ぶ場合は若干単価を引き上げるという考え方でございます。

[発言する者あり]

濱崎國治委員長

委員長を通してください。

竹原信一委員

6時間なんですね、長時間の境目は、実際は。

松崎総務課長

先ほど申し上げました6時間というのは他の県の事例として規定をしてあるものでございますので、今後、今、おっしゃるように時間の設定につきましては、規定等で検討してまいりたいと考えております。

竹原信一委員

そこは始まる前にはっきりさせとかなないとまずいかもしれないですね。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第11号について、審査を一時中止します。

(総務課、企画調整課入室)

○議案第12号 阿久根市男女共同参画推進条例の制定について

濱崎國治委員長

次に、議案第12号を議題とし、審査に入ります。

企画調整課長の説明を求めます。

山下企画調整課長

議案第12号について、御説明申し上げます。

この条例は、男女共同参画社会の実現を目指して、基本理念を定め、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するため、制定しようとするものであります。

条例の主な内容について申し上げます。

まず、前文であります。この条例は、本市における男女共同参画を推進していくための基本となるものであることから、前文を付し、市の将来にわたる豊かで活力あるまちづくりを目指すことなど、その意義について明らかにしております。

次に、第1章は総則であり、第1条では条例の目的を総合的かつ計画的に男女共同参画を推進し、男女共同参画社会の実現に寄与するものとし、第2条では用語の意義を定め、第3条では条例の基本理念について定めております。また、第4条から第6条まででは、市や市民、事業者等の責務などについて定めております。

次に、第2章は男女共同参画を阻害する行為の禁止等であり、第8条では性別による差別的取扱い等をしてはならないとし、第9条では公衆に表示する情報の表現への配慮について定めております。

次に、第3章は男女共同参画の推進に関する基本的施策であり、第10条で、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定するものとしておりますが、現計画が令和2年度末をもって終了することから、現在、令和3年度を初年度とする第3次のプランの策定手続を進めているところであります。また、第11条から第15条まででは、施策の策定等に当たっての配慮や市民等の理解を深めるための措置、市民等の申出への対応等について定めております。

次に、第4章は阿久根市男女共同参画審議会であり、第16条では、男女共同参画の推進に関し必要な事項を審議するため、阿久根市男女共同参画審議会を置くこととし、第17条から第21条まででは、審議会の組織や運営に関し必要な事項を定めております。

次に、第5章は雑則であり、第22条の委任で、必要な事項について別に定めるものとしております。

最後に、附則では、条例の施行期日を令和3年4月1日と定めるとともに、施行の際現に

策定されている基本計画をこの条例により策定された計画とみなす経過措置を設けるほか、新たに設置する男女共同参画審議会委員の報酬の額を定めるため、関係条例を改正しようとするものであります。

以上で補足説明を終わりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

濱崎國治委員長

企画調整課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

条例の第4条、13ページですね、市の責務。先般、記憶に新しいところでは、オリンピック・パラリンピック組織委員会の女性比率を40%にするということが、規約か何か記憶にありませんが、かなり強くうたわれたと記憶しておりますが、この市の責務として、当市の組織で女性の割合目標を掲げるというようなことは考えられないでしょうか。

山下企画調整課長

現在策定中の新しいプランの中で、数値目標として各種審議会における女性の役割については掲げております。現状、17.1%であります。これを30%に掲げる目標を設定して、現在、計画を策定することとしております。

白石純一委員

それは男女共同参画の計画でということによろしいですか。

山下企画調整課長

この条例に基づく基本計画の中で、今、今年度で第2次の計画が終了いたしますので、第3次の計画の中でそのような数値目標を掲げて取組を進めていくこととしております。

白石純一委員

それでは、16ページ、第17条の審議会の委員16名、この中の女性の内訳も3割以上、30%以上ということで考えておられるのでしょうか。

山下企画調整課長

この審議会については、現在、要綱に基づいて懇話会という組織を外部の方を入れてつくっております。この方々の人数が16人でございますので、それを踏まえた形で委員数を設定したところでございます。この16人のうち、女性の比率は11名でございます。このことを踏まえて今後の審議会構成は考えてまいりたいと思っております。

白石純一委員

11名、過半数は女性ということで、さらにそういった形で女性を登用していただけるようお願いして、質疑を終わります。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

竹原信一委員

13ページの4、3条の4なんですけれども、例えば、家族の介護、その他の家庭生活の活動について、家族の一員としてお互いに役割を円滑に果たし、かつというこの内容なんですけれども、これね、多分ね、中身に踏み込んでいく何かがないと、この外側からこれを言っただけでは動けないと思う。変えようがないと思うんですよ。家庭内で役割構造が自然と固まってきているようなことがあったりするので。皆さん考え方を、みんなで一緒にやらないかなですよというようなふうに、家族内の役割をもっと踏み込みましょうねという、そういうことをできるように何かしないと具合が悪いんじゃないかな。表面、言っておりますじゃ、実

際には変わりようがないと思うんですよ。そこら辺はどうでしょう。

山下企画調整課長

第3条第4号、基本理念について、家庭生活における活動とその他の活動の両立という項目を定めております。これは基本的な理念として男女がともに社会のあらゆる活動に参加していくためには、家族を構成する男女が相互に協力するとともに、社会の支援を受けながら家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活、他の活動の両立が図られることが重要であることから、基本理念としたものでございます。この基本理念を踏まえて、現在策定中の第3次の阿久根市男女共同参画プランの中では4つの基本目標を定めて、それぞれ取組の方向性を定めることとしております。例えば、基本目標1の中では、男女共同参画社会意識の浸透を掲げており、この中では男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しと意識改革。また、男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育学習の充実、こういった個別の項目ごとに取組の方向性を定めて意識の改善と申しますか、意識の向上と申しますか、このような取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

竹原信一委員

これは参考程度に聞いてくださいね。実際さ、お父さんが介護になかなかやりにくい、経験もない、そんなことがあったりするんで、そういうのを一緒にやりましょうよって、手を添えてね、トレーニングする場をつくとかね。例えば料理でもできるんですから、そういったことをね、押しつけるわけにはいかないんだけど、自ら取り組んでくれるような雰囲気づくりというかな、そういうのはやっぱり必要じゃないかなと思いますよ。まあいいです。何かあれば。

山下企画調整課長

確かに、今、委員が言われたようにいろんな取組が必要だと思っております。私たちもこの取組を進めていく上では、先ほど申し上げましたけれども、一定の数値目標を掲げて取組を進めていきたいと思っております。ただいまの件で申し上げますと、家庭の中で男女平等と考える人の割合、先に行ったアンケート調査の中では、現状、68.5%でございましたけれども、これを新たなプランの中では90%に掲げていきたいと。こういう目標を掲げて取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

濱崎國治委員長

ほかに質疑はありませんか。

濱之上大成委員

無知でちょっと確認の意味で。第2章の男女共同参画を阻害する行為の禁止、第2章についてなんですが、これに値した人間の罰則等はどうなんですか。

山下企画調整課長

第2章については、阻害する行為の禁止でありますとか、表現についての配慮を定めております。ここは条例の中でこういうことはやらないようにということを規定することとしておりまして、具体的に仮に抵触した場合に罰則を適用するとか、そういったことは予定をしておりません。

濱之上大成委員

この条例に値しての人間の評価的なものはどうなるんですかね。評価判断は。例えば、市の職員、めったにないですけど、市の職員がこういう状況をしたという場合はどういう評価をされるわけですか、例えば。

山下企画調整課長

具体的にどのような場合が想定されるかは今、にわかには思い浮かびませんが、例えば、この条例の中では市の責務、市民の責務、事業者の責務ということの規定をしております。市の責務というのは、当然、市の内部における職員もこの条例の趣旨を踏まえて、各種の施策を展開していかなければならないというふうに思っております。それに抵触するような行為があった場合には、内部的にその行為を是正するようなことになっていくのかなと思われま

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

竹原信一委員

さっきの話もそうなんですけど、実際ですよ、

〔発言する者あり〕

実際言いたいのはですね、市の職員の日頃の暮らしの中に家庭内、そういったものをおこって、広げていくというようなことも必要なんじゃないかなというふうに思うんですよ。施策だから、対象としてではなくて、自分たちの内側からね、家族的に自分自身も意識を持つてというかな、そういうことが大事で、こういう文書よりももっとほんとに効果があるのは自分たち自身が本質的に変わっていくことね、だと思いますよ。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第12号について、審査を一時中止します。

（企画調整課退室）

濱崎國治委員長

それでは、議案に対する所管課への質疑が終了したので、これから採決に移りますが、議案に関しての賛成・反対の表明については討論の中で行うようお願いいたします。

○議案第9号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定について

濱崎國治委員長

それでは、議案第9号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第9号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第9号は可決すべきものと決しました。

○議案第11号 阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

濱崎國治委員長

次に、議案第11号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第11号 阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第11号は可決すべきものと決しました。

○議案第12号 阿久根市男女共同参画推進条例の制定について

濱崎國治委員長

次に、議案第12号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第12号 阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第12号は可決すべきものと決しました。

○陳情第1号 田代地区の風力発電施設建設計画の中止を求める陳情

○陳情第2号 巨大な風力発電計画に関する陳情書

濱崎國治委員長

次に、陳情の審査に入りますが、陳情第1号及び第2号は、いずれも同一趣旨でありますので、一括して議題とし、審査に入ります。

ここで、本陳情の審査方法についてお諮りいたします。

各委員の意見を伺います。

白石純一委員

私は参考人を招致してお話を聞きたいと思いますが、陳情者の2件の趣旨はほぼ同じであるかと思います。読めばそのままずばり趣旨はよく分かることでありますが、この事業者の事業については、なかなか我々も完全に把握していないのでありまして、まず、事業者に参加人としてお話を聞くということは必要なのではないかと。また、もし、必要であれば現地を視察ということも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

濱崎國治委員長

今、白石委員が発言されたように、事業者を呼んで説明を受けるとか、あるいは所管課に説明及び資料を求めるとか、あるいは参加人に出席を求め質疑を行うとかですね、大体こういうことが想定されるんじゃないかと思います。ただですね、これを今後の審査方法について、今、白石委員からもあったように、こういうことをしていこうということで今日はこうして、正副委員長がおりませんので、今日のところはあまり深入りして審査というのができないと思いますね。

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 15:10～15:29)

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

陳情第1号、2号については、先ほど申し上げましたとおり同一趣旨でありますので、一括して審査に入りたいと思います。

審査の方法でありますけれども、陳情者を呼んで説明を受ける。あるいは所管課に説明及び資料を求める。あるいは参加人に出席を求め質疑を行うなど考えられますが、この方法で審査をしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りをいたします。

今回の事業計画者であります電源開発株式会社に対し、参加人として説明を求めるため、依頼をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、相手方との調整が必要ですので、次回の委員会の開催は委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

また、日程の都合上、本会期中に招聘できない場合は、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

○所管事務調査

濱崎國治委員長

次に、本委員会の所管事務調査について協議をお願いします。

所管事務調査事項の閉校後の学校施設の利活用、川内原子力発電所の安全性と40年経過後

の稼働についての2件については、現在の新型コロナウイルス感染状況を考慮し、今後も引き続き調査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

本委員会の所管事務調査については、今後も引き続き調査を行うこととし、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて、開催については委員長に一任いただくことに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

本委員会で議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告、議会だより原稿の記載及び提出につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

以上で、本日の委員会を散会いたします。

（散 会 15時29分）

総務文教委員会委員長 濱 崎 國 治